

(公 印 省 略)
文 第 731- 2号
平成 17年 12月 1日

関係各機関の長 様

群馬県教育委員会
教育長 内山征洋
(文 化 課)

群馬県埋蔵文化財発掘調査取扱い基準について（通知）

日ごろから、本県の埋蔵文化財行政に御協力いただき、ありがとうございます。

「群馬県埋蔵文化財発掘調査取扱い基準」が改正になりましたので、通知いたします。

なお、本基準は、平成 17年 6月 1日に制定し、通知しています。本改正は、現状に合わない表現等があるため、改正したものであり、取扱い内容に変更はありません。

また、今後の社会的情勢の変動等に伴い、必要に応じて本基準を改正しますので御承知おさください。

群馬県埋蔵文化財発掘調査取扱い基準

1 基本的事項

平成 10 年 9 月 29 日付文化庁通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(庁保記第 75 号、以下「文化庁通知」という)による。

2 埋蔵文化財行政の組織・体制の在り方とその整備・充実について

文化庁通知による。

4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

(1)埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

1)埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とする。

近世に属する遺跡については、「地域において必要なものを対象とすることができる」とされているが、群馬県では当分の間以下の基準で取扱うこととする。

ア)城館跡・塚・関所跡等、地域の歴史上特に重要であると判断された遺跡について対象とする。

イ)都市(城下町)については、文献資料の点検や分布調査・試掘調査の実施等を踏まえたうえで、遺構の遺存状況と重要度を勘案して対象とする。

ウ)群馬県は火山災害による歴史事象を降下火山灰・軽石等での確に証明できる特性を有しているが、各地域により降下の状況が異なっていることを踏まえ、天明 3 年(1783 年)の浅間山起因による As - A (浅間 A 軽石)層や泥流層を良好に遺存している地域にあっては、遺跡の重要度に応じて対象とすることができるものとする。

近現代の遺跡については、「地域において特に重要なものを対象とすることができる」とされているが、群馬県では当分の間、以下の基準で取扱うこととする。

ア)県教育委員会が平成 3 年度にまとめた「近代化遺産」リスト中の不動産に係る物件であって、特に重要であると判断されるものについては、県教育委員会と地元市町村教育委員会が協議したうえで対象とすることができる。

イ)上記の近代化遺産リスト未掲載のものであって、リストに追加する必要がある場合、および埋蔵文化財として取扱う必要がある場合は、県教育委員会と地元市町村教育委員会で協議し、埋蔵文化財の対象としての可否とその取扱いについて決定するものとする。

2)埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

文化庁通知による。

(2)埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

文化庁通知及び群馬県埋蔵文化財事務取扱い通知・同要綱による。

5 試掘・確認調査について

文化庁通知による。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査について

(1)記録保存のための発掘調査の要否等の判断

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方(文化庁通知文中の別紙 1 に連動)

(1)遺構の所在する範囲

文化庁通知による。

(2)遺物包含層の範囲

文化庁通知による。

(3)規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続して検出された場合は、その遺構の性格を考慮しつつ、調査の効率的な実施に努めるものとする。特に近世にかかる天明 3 (1783 年)の浅間山起因による As - A (浅間 A 軽石)層、及びこれに関連する層下の田畑については、可能な範囲の中で対応を図るものとする。

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方(文化庁通知文中の別紙 2 に連動)

(1)工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

- 1)発掘調査を必要とする場合と 遺跡が保護 保存されると判断されることから 発掘調査を必要としない場合の基準を下表に示す。なお、これに該当しない例が生じた場合は、県教育委員会と地元市町村教育委員会で協議を行い、対応を図るものとする
- 2)開発区域において遺跡が保護 保存できると判断され、発掘調査を実施しないことになった場合は、事前に範囲確認調査を実施し 遺跡の内容を把握しておくものとする
- 3)また、その間の協議、試掘 確認調査、工事の内容に関する資料等を、事業者と教育委員会の間で確認する書類を残すとともに、その記録を後世に伝えることに努めること。
- 4)本基準により処理を行った場合は、関係事業者や土地所有者等にその内容について周知徹底するものとする
- 5)調査を必要としないと判断された遺跡については、遺跡台帳にその旨を記載する等周知化に努めるとともに、その遺跡が再開発される場合に備えたチェック体制を整備すること。

開発内容	発掘調査が必要な場合	発掘調査を必要としない場合 (保存されるもの)
工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合	・発掘調査を実施する。	
埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合	以下に含む	
恒久的な工作物		
○ 道路等		
(ア) 一時的な工事用道路	・一時的な工事用道路であっても、 によるものは発掘調査を実施する。	・一時的に盛土等で対応し遺構の保全が保証され、工事終了後現況に復旧する場合は発掘調査を実施しない。
道路の植樹帯	・植栽工事の際、により下部に影響を与える場合は発掘調査を実施する。	・植栽工事の際、30cm 程度の保護層が確保され、下部に影響を与えない場合は発掘調査を実施しない。
歩道等	・ の場合は発掘調査を実施する。	・ 30cm 程度の保護層が確保され、下部に掘削が及ばない場合は発掘調査を実施しない。
	* なお、道路・植樹帯・歩道が一体の工事となっており保存される部分が狭小な場合は一括して調査の対象とすることができる。	
(イ) 高架・橋梁の橋脚部	・ の場合は発掘調査を実施する。	
橋脚と橋脚の間	・調査効率の観点や、将来発掘調査の実施が困難と判断される場合は発掘調査を実施する。	・橋脚と橋脚の間については、人と遺跡の関係が保たれると判断された場合は発掘調査を実施しない。
(ウ) 道路構造令に準拠していない農道・私道	・ の場合は発掘調査を実施する。 ・道路構造令に準拠しない農道・私道であっても、本舗装される場合は基本的に発掘調査を実施する。	・下部に遺跡が存在する場合であっても、掘削せずに砂利敷き等で処理し、30cm 程度の保護層が確保でき、遺構の保全が保証される場合は発掘調査を実施しない。
	* 事業者と協議の結果、遺跡が保全されることから調査の必要がないと判断した場合であっても、後日異なる事業で調査の必要が生じることが想定されるため、予めその旨を関係部局と確認するとともに、再開発の際、見落とすことのないよう調整を図られたい。	
(エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分	・路盤下に遺跡・遺構が残っている場合であって、に該当する場合は発掘調査を実施する。	・工事が既存部分の路盤の入れ替えのみであり、路盤下の遺跡・遺構に工事の影響が及ばない場合は発掘調査を実施しない。
	* 既存道路については、道路の交通事情や使い勝手の問題で、通行止めや迂回路の処置ができない等、一般生活に著しく支障を来することが想定される場合にあっては、関係機関と発掘調査の対象にできるかについて協議を行ったうえで対応することとする。	
○ ダム・河川		
ダム	・堤体・貯水池は発掘調査を実施する。 ・常時満水位よりも高い区域であって	・常時満水位 (平常時 非洪水期の最高水位) より高い区域は、遺跡が保護・保存されるこ

	も、地下埋設物や付帯施設等が計画されている場合は、その工事工法に合わせた埋蔵文化財の取扱いが必要であり、本表の取扱いに準じた対応を行う。 ・常時満水位より高い区域であっても、将来の利用計画上の観点から発掘調査を実施することも可能とする。この場合にあっては、事業者と綿密な打ち合わせのうえ決定する必要がある。	とから発掘調査を実施しない。
河川	・堤防敷・河川敷の内の低水路は発掘調査を実施する。 ・高水敷部分であっても地下埋設物や施設の付帯施設等が計画されている場合は、その工事工法に合わせた埋蔵文化財の取扱いが必要であり、本表の取扱いに準じた対応を行う。 ・高水敷より高い区域であっても、将来の利用計画上の観点から発掘調査を実施することも可能とする。この場合にあっては、事業者と綿密な打ち合わせのうえ決定する必要がある。	・高水敷部分は発掘調査を実施しない。
○ 恒久的な盛土・埋立		
盛土・埋立	・恒久的な盛土・埋立の厚さが原則として3m以上の場合は発掘調査を実施する。 ・盛土の厚さに関わりなく土圧の影響により遺構が損なわれると判断される場合は発掘調査を実施する。 ・地表に遺構が顕在している場合（古墳や城館跡に伴う溝や土塁等）は、3m以下であっても発掘調査の対象とすることができる	・3m未満の盛土の場合は原則として発掘調査を実施しない。
	* 盛土等で保存された遺跡が再開発される場合は、発掘調査にあたり事業者の理解を得たうえで、十分な安全対策を講じて実施すること。	
野球場・競技場・駐車場等	・施設については、その内容により検討し、発掘調査が必要か否かを判断するものとする。	・舗装については30cm程度の保護層が確保でき、下部の遺構を傷めない場合については発掘調査を実施しない。
○ 建築物（規模・構造・耐用年数等で基準を設けない）		
建築物	・ の場合は発掘調査を実施する。 ・基礎工事の最下面が遺構確認面から30cm程度の保護層が得られない場合は発掘調査を実施する。しかし、その場合であっても、調査深度は基礎工事最下面から30cmを超えることはできない。ただし、30cmを超えても同一文化面が下層へ続く場合にあっては、その同一文化面に限り発掘調査の対象と	・掘削を伴わない場合や、遺構確認面から基礎工事が及ぶ面まで30cm程度の保護層が存在する場合は発掘調査を実施しない。

	することができる。 ・諸般の事情で施工主が発掘調査を依頼した場合は、遺跡の保護を勘案しながら取扱い方針を決定するものとする。 ・将来の利用計画等により埋蔵文化財が破壊されるおそれのある場合は発掘調査を実施する。 ・上下水道管敷設工事や浄化槽設置工事等については、遺跡に与える影響や工事内容により、発掘調査あるいは立会調査の判断を行うものとする。	
--	---	--

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

次の場合は、「工事立会」扱いとし、県又は市町村教育委員会の埋蔵文化財専門職員が工事に立ち会い、埋蔵文化財が確認された場合には、その記録をとる等の措置を講じるものとする。

ア 対象地域が狭小で通常の発掘調査ができない場合。

イ 試掘・範囲確認調査の結果、工事が埋蔵文化財を破壊しない範囲内で計画されているが、現状で状況を確認する必要がある場合。

次の場合は、「慎重工事」扱いとし、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に工事を施工し、遺構・遺物を発見した時は、県又は市町村教育委員会に連絡するよう事業者を求めるものとする。

ア 試掘・範囲確認調査の結果、工事区域内に遺構又は遺物が確認されなかった場合。

(2) 記録保存のための発掘調査範囲の決定 ……………文化庁通知による。

(3) 盛土等とその留意事項 ……………文化庁通知による。

7 発掘調査の経費等について ……………文化庁通知による。

8 発掘調査成果の活用による保護の推進 ……………文化庁通知による。